

児童の学校生活とゆとり

—小学校の日課表との関連からみたゆとりについて—

川崎市立井田小学校 丸山 義王

1. 学校生活におけるゆとりの3つの側面

昭和55年度から新学習指導要領が実施され、それに伴い、授業時数の削減がなされ、この削減された時数は「学校裁量時間」として位置づけられ、「ゆとりある充実した学校」を旨とした新しい教育が行われることになった。実施されて、すでに2年になろうとするが、小学校の現場において、「ゆとり」が、果たして、生じたであろうか。生じたとすればどのような形のかを学校の日課表を通して探ることにしたい。

日課表は、学校の教育課程実施の基本的なプログラムであり、その学校の教育への意図が、最も良く現われたものだといえる。また児童にとって日課表は、日々の学校生活を有効に過ごすための予定であって、それによって児童の学校生活は規定される。日課表は児童の学校生活そのものでもあり、日課表にゆとりが生ずれば、子どもの学校での生活にもゆとりができるということになる。そのような意味で日課表と関連させて、ゆとりについての検討を加えたいのである。次に、学校生活における「ゆとり」とはどのような側面を持つかをその原点である答申⁽¹⁾を通して、「ゆとり」を探る観点を考えたい。今回の「教育課程の基準の改善のねらい」⁽²⁾には、周知のように「ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにする。」ことがあげられている。

さらに、その説明として、「充実した学習が行われるようにするためには、学校生活を全体としてゆとりのあるものにする必要がある。」と述べられ、また（小学校及び中学校における年間授業時数）においては、「現在程度の在校時間を前提にして学校の教育活動（給食指導・休憩の時間を含む。）にゆとりがもてるようにするとともに、例えば体力増進のための活動、地域の自然や文化に親しむ体験的な活動、教育相談に関する活動、集団行動の訓練的な活動など学校が創意を生かした教育活動を行う時間がある程度確保できるようにする。」とある。「学校生活を全体としてのゆとり」は即ち「学校の教育活動のゆとり」といってもよいので、まず第一に「ゆとり」は児童の学校生活そのものに現われてなくてはならない。ゆえに観点の一つとして学校生活全体としてのゆとりをとりあげる。

また各教科の標準授業時数削減によって生じたゆとりは「学校が創意を生かした教育活動を行う時間」に現われなくてはならない。これはいわゆる特設された「ゆとりの時間」として普通日課表

に位置づけられているので、観点の二としては、特設された「ゆとりの時間」が学校生活に与える影響について見たい。

また別表2 小学校の各教科、道徳及び特別活動の年間標準授業時数の注に1単位時間を45分として表わすという記述があり、それを受けて、学習指導要領の総則6の(2)において「それぞれの授業の1単位時間は、45分を常例とするが、」と明示されている。答申のねらい(2)においては「学校生活を全体としてゆとりのあるものにする…ためには、現在の学校生活の実際や児童生徒の学習負担の実態を考慮し、各教科等の内容の精選…を行って」とあるが、この内容の精選によって生ずる「ゆとり」は授業時数の削減として、目に見えるものとして現われるが、一方外からは見えないものではあるが、この内容精選によって生ずる「ゆとり」は「1単位時間を45分」として40分を45分に延長された授業の中で生かされなくてはならない。即ち5分延長された1単位時間の中で精選された内容を教えるという授業の中でのゆとりである。

第三の観点としては1単位時間5分の延長が、学校生活に与える影響について見たい。

ここでは、まず45分になった1単位時間が日課表にどのような影響を与えたかを見て、授業そのものの中での「ゆとり」のあり方については、後に言及する。

2. 1単位時間5分の延長が日課表に与える影響

新学習指導要領⁽²⁾では「それぞれの授業の1単位時間は45分を常例とするが、学校や児童の実態に即して適切に定めること」となっている。これは授業時数削減を機会に45分授業にして、学習指導にゆとりを持たせ、学習への児童の理解を深めようとするものである。しかし40分を45分としたためにいろいろの影響が児童や教師に出てきているのも事実である。

まず週当り総授業時数の増減を40分と45分の場合とで比較してみよう。各学年の標準時数は4

表 1 週当り総授業時間数の増減

(週当りの時間数)

学年	40分授業	45分授業	差
1	1000分 (25)	1125分 (25)	+ 125
2	1040 (26)	1170 (26)	+ 130
3	1120 (28)	1260 (28)	+ 140
4	1240 (31)	1305 (29)	+ 65
5	1320 (33)	1305 (29)	- 15
6	1320 (33)	1305 (29)	- 15

(3)

～6学年では削減されているが、1～3学年では削減されていないのであるから、1～3学年では一単位時間が5分間延長したので、125分から140分と増加している。しかし週当り4時間減る5、6年においては、5分延長した場合は15分減にしかならないのである。この点につ

いて朝日新聞は次のように報じている。「ところが授業時間を40分から45分に延長した学校の中には、延ばした分の時間をゆとりの時間から引いているところがかかなりあるらしい。すべての授業時間を5分ずつ延長し、それをゆとりの時間から引くと、高学年でも週に15分ぐらい

しか残らない。」ところが文部省は「そういう考え方は学習指導要領の読み間違いだ」といい。そのことについて、さらに、次のように述べている。つまり「40分授業にしたのは特別の措置であり、それを元に戻したからといって、ゆとりの時間から引くという考え方はおかしい。これまで45分授業をしていた学校は多く、そこではこんな引き算の問題が起らないのを見ればわかるはず」というのである。しかし「小学校及び中学校における年間授業時数については、現在程度の在校時間を前提にして」1単位時間を45分にし「ゆとりの時間」を特設すると、児童が在籍する時間は同じであるのでかなり窮屈な状態になってくる。この一単位時間の延長に関しての教員の受けとめ方を調べたものがある。これは神奈川県教職員組合の報告であるが「1校時の基本単位時間が、40分から45分に延長（小学校の場合）されたり、45分から50分に延長（中学校の場合）された学校で、児童・生徒の教育指導上、教職員の勤務の上でどのような影響があったか。」とこのことの調査であり、その結果は次のようである。

表 2 単位時間が延長された学校で

神奈川県教組調査

① 児童・生徒の教育指導上

- イ. 良い効果がある。
- ロ. かわらない。
- ハ. 悪い影響がある。

小 学			中 学			高 校			合 計		
イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
16	71	14	6	75	19	/	/	/	19.5	58.4	22.2

② 教職員の勤務の上で

- イ. 良い効果がある。
- ロ. かわらない。
- ハ. 悪い影響がある。

小 学			中 学			高 校			合 計		
イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ
5	63	32	3	61	36	/	/	/	4.5	62.6	32.9

教育指導上効果があったとするのは小学校では16%であり、悪い影響があったとする14%に比して2%の違いを示すだけである。教職員の勤務の上からは、小・中学校共に32%、36%と悪い影響があると答えたのが目立っている。しかし①②ともに「ロ. わからない。」と答えた学校が圧倒的に多いのは、新教育課程が発足したばかりで時間延長の効果をはかりかねているというのが実状であろう。次に一単位時間の「40分」と「45分」の日課表を比較してみよう。これを見ると上の

調査で5分の授業時間の延長が「児童の指導や教職員の勤務上で思わしくない。」と答えた原因の一端がわかる。それは授業時数の削減はなされても日課表の過密化は45分になった場合には解消されないからである。授業時間を45分にすると、折角の授業時数削減によって生まれた時間は延長分にその殆どが吸収され休憩時間や給食時間にあてることが余りできないのである。40分の

表 3 40分と45分との比較

40分	45分
8.30 5.0 40 1校時 45	8.30 4.5
9.30 3.5 40 2校時 45	9.30 3.5
10.15 10.35 40 3校時 45	10.20 4.0
11.15 2.0 40 4校時 45	11.25 3.0
12.00 給食(40分) 80分 4.0 休憩(20分) 13.00 13.20 清掃(20分) 4.0 5校時 14.00 0.5 45	12.15 12.55 13.15 3.5 14.20 3.0
14.45 6校時 45	15.15

(日教組専門委員会報告より引用 1980, 1)

特に1単位時間を45分にした場合、研究、研修、諸会議をとる時間が圧迫されがちであるので、なおさら過密であると感じるのではなからうか。

場合も45分の場合も休憩時間は5分であるし、給食時間も同じように40分である。朝の会を5分短縮しても4校時の終了は12時15分となり従来より15分遅くなっている。また6校時の終了時刻は従来より30分間遅くなっている。学校現場の実態としては学習が1日5時間の場合は25分、6時間の場合は30分の時間の延長は許容できるぎりぎり範囲であって、授業時間の延長は、当然に日課表を過密にするのである。

(7) ここに千葉県教育センターの研究紀要がある。それによると、「児童の過密日課は解消されたか。」という問いに対して、過密日課は、「解消されない」「ますます過密になった」と70%の人が回答しており、その理由として高学年の担任の40%、低学年の担任の30%が「学校裁量の時間」の設定をあげている。また「授業時間の5分延長」をその理由にしているのは管理職で24%、学年担任では多いところで5学年の21.8%、少ないところで4学年担任の9.2%となっており、教諭は、教育課程が改善されても依然として過密感をもっているという結果が報告されている。児童にとっては、5分「ゆとり」は生じたのであるが、教師側から見ると、授業時間の「5分延長」は、日課表を過密にするという感を強くするのである。

3. 特設された「ゆとりの時間」が学校生活に与える影響

55年度から小学校では「ゆとりの時間」が設けられたが、それが児童の学校生活にどのような

影響を持っているのかを見たいと思う。

前掲の神奈川県教組の調査においては「ゆとりの時間」は小学校では74%が特設し、一週間の

表 4 新学習指導要領で週あたり授業時数が減りましたが、その減った時間のあつかいは、

神奈川県教組調査

- ① 特設した「ゆとりの時間」としている。
- ② 特設していない。
- ③ その他

小学			中学			高校			合計		
①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
74	20	6	63	31	6	57	14	26	69.9	23.3	6.8

(%)

①の場合1週あたりの時間数

小学					中学					高校					合計				
1	2	3	4	5以上	1	2	3	4	5以上	1	2	3	4	5以上	1	2	3	4	5以上
60	33	4	4	0	23	28	38	11	1	100	0	0	0	0	50.4	31.5	13.1	4.6	0.3

(%)

など情操活動を行っており、一番少ない教育相談などでも109校あった。」という。また「具体的な活動としては、1年から6年までが一緒になった収穫祭や七夕、学年オリンピック、畑仕事、業間体育、ひとり学び、たて割り清掃、米づくり、なわ跳び大会、学区めぐりなどさまざまな活動が展開されていた。」とある。ところが「一方、現場の教師の間には、これらのゆとりの時間について方向性は評価できるが先生の仕事が以前にもましてきつい、という声が聞かれる。」ともある。この「先生の仕事がきつくなった。」という理由を川崎市教職員組合が行った調査⁽⁹⁾から見よう。「ゆとりと充実を求めて学校裁量時間が設定され、現実はどうですか」という問に対して「教師にとってかえってきゅうくつになった。」と答えた内容を次にあげてみたい。

- 計画準備が大へんで教師は逆にいそがしくゆとりが無い。(休み時間に会議を開いている実状)
- 計画準備の時間に相当の時間がとられるが実際にはそういう時間は設定されていない。

内1時間程度実施されているということになる。

さらに、朝日新聞⁽⁹⁾では、神奈川県教委が県内にある公立の小学校を771校を対象に実施した「ゆとりの時間」の利用の実態調査について次のように報じている。それによると「771校のうち半分近い370校がゆとりの時間の内容として体育活動を、354校が音楽や造形

○ 各学年で特設ゆとりの「年間カリキュラム」を作成したが、かえて今までの集会活動と変わりなく時間数がふえた。

○ ゆとりの時間に何をするか課題が1つ増えた感じがえて忙しい。

特設時間の場合その運用に問題があり「ゆとり」というよりは、「忙がしい」という感じが強いようである。

(1)

また前掲の千葉県教育センターの調査においても、まず大きな問題点として明らかにしていることは「計画や準備などのために教師の負担が重くなった。」と感じている人が、教諭、管理職ともに多いということである。

また、教師が負担感を持つ原因はいろいろ考えられるが、「その一つに指導計画作成の不備があげられる。」とも述べている。これは川教組の調査とも一致することであり、運用していく面での問題点がとり除かれれば「ゆとりの時間」が持つ本来の機能が発揮されるのではあるが、今の実状では「ゆとりの時間」の特設が、かえて児童の学校生活を多忙にしていることも指摘できるのではないかと思う。

4. 「ゆとりの時間」運用の工夫

今まで、2章と3章にわたってゆとりのある学校生活の実現のため授業時間の削減が行なわれ、その結果生じたゆとりが児童の学校生活上にどのような影響を及ぼしたかを見てきたが、日課表の上からは、1単位時間が45分になると従来の40分の場合と比べて過密になったという感じは否めないようである。

次に特設された「ゆとりの時間」が児童の学校生活にどのような影響を与えたかということであるが、これは現在その運用について工夫を重ねている段階であり、その効果はあがりつつあるといえるが、特設「ゆとりの時間」が、実施されて間がない現在では、児童も教師も多忙であるという感じが強く、その目ざす所までは充分には至っていないような気がする。日課表の外見から見る限りにおいては、学校生活全体としても従来に比べてゆとりが生じたとは必ずしもいえないようである。しかし新教育課程が実施されてまだ一年という日の浅い時点で評価を急ぐことはできないのであって「学校裁量の時間」の運用が醸成されるのを待たなければならない。

ここでは今後どのような点で日課表が「ゆとりの問題」に関係してくるかを見て「ゆとりと充実」をめざす学校生活について考えたい。まず、学校の全生活時間に対してのゆとりについてであるが、一番考えるべきは、給食、休憩、業間の時間の設定の工夫であろう。学習指導要領の総則6の(1)において「給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めること」とされている。

(2)

朝日新聞では文部省調べとして「全国の小学校の4割が毎日5～10分ほど給食時間を延ばしているほか、その後の休憩時間もやはり4割以上の学校で平均8.6分増やし、学校給食にゆとり

を持たせようとしている。」と述べているし、又同じく朝日新聞は、神奈川県公立小学校を対象に調査をした結果を「川崎では98校全部が休憩時間や給食の時間を5分内外延長して余裕をもたせることが目立っている。」とのべている。しかしこれも45分授業にした結果せいぜい一日に5分程度給食時間を延長することができただけで、児童の学校生活に余裕を与える所までは行かないのである。しかし「学校の教育活動にゆとりがもてるようにする」という本旨からも、休憩時間等を多くとろうという方向は正しく、これは日課表を通して目に見える「ゆとり」であるといえる。次には特設「ゆとりの時間」について考えて見たい。特設「ゆとりの時間」は、その準備のために、児童や教師が過剰な負担を負い、1週間を忙しくする原因ともなるという指摘が現場からなされるが、それはその運用に問題があると思われる。

運用の工夫の一つは、行事の精選にある。特設「ゆとりの時間」に行事を集約させてしまうこと。現在行なわれている内容は全校一斉に行なう体育的な活動、勤労生産的な活動、音楽活動などが多いのであるが、活動の単位を全校から学年や学級にと降ろして行き、時間的に弾力のあるものとしたりするのもよい。

また特設時間を運用する形態は、合同授業、教授法はチーム・ティーチングの工夫を考慮すべきである。特に組織的に教科担任制を加味した協力指導が日常になされている場合はその運営が円滑に行く。川崎市の場合においても、協力指導組織が確立されている学校においては特設「ゆとりの時間」運用がうまく行なわれているのはこの証左である。

また答申において「学校が創意を生かした教育活動を行う時間がある程度確保できるようにする」と述べられているように特設「ゆとりの時間」は、学校の実状に応じて、無理のない時間設定をするべきであり、その運用に過大なエネルギーを費やし学校生活を多忙にすることは避けるべきであろう。1単位時間を45分にした場合は、「ゆとりの時間」の特設は週に1時間程度が適当ではなかろうか。

「ゆとりの時間」の画一化を排し、学校の実状にあった個性的な活動が望まれるのである。

5. ゆとりある充実した授業をめざす新しい指導法の開発

削減された授業時間から生じたゆとりは、学校生活のいろいろな面に現われているが、「ゆとり」が本当に要求されるのは、毎日の授業の中においてであろう。なぜなら日課表は基本的には児童に教科を中心として教える指導のプログラムである。健康観察を含む朝の学級指導、休憩時間、給食時間、清掃時間、帰りの会等は教科等の授業を円滑に行うための役割を持つもので、勉強の準備をする時間であって、そこに「ゆとり」が生ずることは良いのであるが、本質的なものとはいえない。児童が本当に充実感を持つのは日々の授業の中でなくてはならない。25%から30%程度削減されて精選された内容を1単位時間が45分に延長された時間の中で、児童に良くわかるように教えることが「ゆとり」の眼目であるにちがいない。

答申においては「ひとりひとりの児童生徒に対し、自ら考える力を養い創造的な知性と技能を育てること。」と述べられており「ゆとり」と創造性は相補なうものとして考えられている。創造性の開発は、特に授業の中で求められるべきである。児童が「ゆっくり」と授業の中で考えることのできる「ゆとり」が出て、初めて創造的な思考活動がなされるのである。「ゆとり」と「創造的な知性」の育成とは、学習指導の中で、表裏一体のものとしてとらえられなければならない。即ち学習指導の中での創造性の開発には、ゆとりのある時間と豊かな教師の指導力が必要なのである。ところが、朝日新聞⁽⁴⁾によると「半面教科の詰め込みも」という見出で、「時間数が少なくなったのに比べ、教科書は薄くなっておらず、かえって教科の詰め込みが激しくなっている。」と報じている。詰めこみと創造的な知性の育成とは相反するものである。

授業時間が5分延長されたからといっても今迄のようなやり方で授業を行えば、45分のなかでやはり知識を詰めこむということになってしまう。時間を減らしただけで、ゆとりが生ずるとはいえない。時間が延びた分だけ、詰めこみをするということになれば逆効果であるし、その他の行事が増えたりするのも思わしくないのである。

授業の中での「ゆとりと充実」とを大切にするというモットーの実現のためには、「新しい革袋に入れる新しい酒」が必要となる。

それは、新学習指導要領の理念を具体化する新しい授業を旨とする指導の技法の開発である。

特に総則7.8.で述べられている配慮事項は、新しい教育への方向を探る指針となると考えられる。

それは、低学年の合科的な指導、言語環境の整備、視聴覚教材や学校図書館の計画的利用、児童の実態に即した適切な指導等である。

日課表は教育課程の実践の様態を具体化したものであるので、個々の学校の教育体系がそこに現われていなければならない。学校放送や学校図書館の利用が日課表に明示されているのは当然である。例をあげれば、低学年における合科的な指導を行う場合は、合科的な学習がしやすいような日課表の上での工夫が必要となる。合科的な指導を計画する際に、合科をする頻度の多い教科を連続して日課表に位置づけたり、特別教室の利用、学年間で協力指導の可能である時間帯の確保など、配慮すべき要件は、学級単位に留まらず、学年単位、広くは学校単位で調整されるべきであるし、必要あらばモジュールの時間をも工夫しなければならない。もし強力に低学年の合科的な指導を推進するならば、高学年とは別の時間帯での日課表を編成する必要がでてくるであろう。

また学習の遅れがちな児童の指導や教育相談に関する活動の時間をも日課表の上に載せることも、個々の学校の実状にあわせて必要になることと思う。新しい指導のやり方が日課表を通して見えてくるのが理想である。

6. 新教育課程とゆとり

新教育課程が実施されても、日課表の面から見ると従来とあまり変わらず過密の傾向があるが、しかし「ゆとり」が、教師の「ゆとり」ではなく、あくまで子どものための「ゆとり」であるという従来から言われている主張は全く正しい。教師の勤務の状態は、授業時数が削減されても「現在程度の在校時間を前提にして」と言う限りにおいては、今までも現在も全く同じである筈のものである。

「ゆとり」は、教師の勤務上で生ずる諸問題とは全く別に考えるべきである。「学校裁量の時間の設定が、教師にとってかえってきゅうくつになった。」という感じを与える一つの原因は、子どもの「ゆとり」と教師の勤務条件を一緒にしているところにあると考える。

ただ教師があまりにも過密勤務であるという意識を持ち、心や体に余裕がなくなれば、それが子どもを教育する上で良い影響を与えることにはならない。

特に神奈川県のように変則八時間勤務で、実質勤務が7時間30分である場合は、一日の日課表の時間の取り方は、教師の勤務状態からいうと一層の工夫が必要とされるであろう。職員の諸会議を授業時数の少ない曜日、例えば水曜日などに設定することはどの学校においても一般的であるが、さらに諮問に際する(検討の観点)⁽¹⁵⁾(3)にもあるように「社会情勢の変化、例えば週休二日制の普及等との関連」で、特設「ゆとりの時間」を土曜日に位置づけたり、特別活動を土曜日に持ってくる工夫も必要である。例えば学校行事やクラブ活動などは時間がかかり、思い切った活動ができにくいものであるが、土曜日に充分時間をとるならば、子どもたちはのびのびと活動でき創意工夫をこらすことができるであろう。

今回実施された授業時数の削減によって生じた「ゆとり」の活用の問題は、全く画期的なものである。それは、戦後なされた教育課程改訂の中で、学校が自由に使える時間を認めたのは、今回の改訂が、初めてであるからである。

我々実践者としては「ゆとり」のもつ新しい意義をよく理解しなければならない。

勉強に息を切らしている子どもを、自分の力に依じて走らせてやり、「おちこぼれ」ていく子どもを出さないようにするという効果を「ゆとり」は持っている。日課表に追いつけられないのではなく、学校での子どもの生活にのびのびした余裕を持たすことができるのである。

もしここで実践するものが「ゆとりの時間」の運用に負担を感じたり、簡単にその意味を否定してしまったりしたならば、改訂された新教育課程の改善の土台を揺るがすことになる。教師にまかされた「ゆとりの時間」を創意工夫を持って運用できるか否かは、新しい教育に向って進むための試金石となろう。従来のように過密な教育内容に追われたり、「ゆとり」のない「知育偏重」の詰め込み教育に回帰するならば、それはやはり後退といわねばならない。

しかし本来「ゆとり」は社会全体が持つべきものであって、社会の持つ「ゆとり」が、反映して初めて学校教育に真の「ゆとり」が生ずるのである。進学過熱現象は相変わらずであり、過熱す

る受験体制に象徴されるような精神的余裕の乏しい社会にあって、独り学校のみ「ゆとり」を強調しているような感をいだかざるをえない。

現在においては、中学校、高等学校へとすすむにつれて「ゆとりある教育」は多難であるように思われる。大学入試が変らない限り特に高校においては、単位の削減等は問題となるであろう。「ゆとりある教育」を支えるものは、やはり社会全体であることを強調したいものである。

答申にもあるように「児童生徒が心身ともに安定した状況の下でより充実した学習が行われるようにするには、」まず「ゆとり」がなくてはならない。その「ゆとり」は、給食や休憩の時間を含めた学校の教育活動全体に、現われなくてはならないし、1単位時間「45分」に延長された授業の中における「ゆとりと充実」の実現でなくてはならない。また「ゆとり」は「創意を生かした教育活動」の中にも生かされなくてはならない。

とにかく子どもが学校生活をのびのびと送ることができ、内面的で、精神的な「ゆとり」を持てるように努力することが、今後の教師の務めであるにちがいないし、教育そのものが目ざすところの一つであると考える。

注

(1) 教育課程審議会

「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）」昭和51年12月18日

(2) 新学習指導要領 第1章 総則6の(2)

(3) 朝日新聞 昭和55年4月9日夕刊

(4) 同上、この引用は、熱海文部省小学校教育課程企画官の発言として報じられた。

(5) 前掲(1)の答申「3 授業時数等」から

(6) 神奈川県教職員組合「職場の民主化運動に関する点検調査報告」P. 10, 1981, 6. 3

(7) 千葉県教育センター

「新教育課程の実施状況とその問題点に関する研究(1)」研究紀要第199集, P. 31 昭和56年3月

(8) 前掲(6)の調査 P. 10

(9) 朝日新聞 昭和56年10月8日朝刊

(10) 川崎市教職員組合「特集教育課程編成のために」7 P 1980, 11. 20

(11) 前掲(7) P. 52

(12) 朝日新聞 昭和55年6月28日朝刊

(13) 前掲(9)と同じ

(14) 文部大臣の教育課程審議会への諮問(昭和48年12月21日)